

農機具損害共済重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報・その他注意点のご説明

この「説明書」は、農機具損害共済への加入にあたり、ご契約に関する重要な事項（契約概要・注意喚起情報）をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、事業規程をご参照いただくか、岐阜県農業共済組合（以下「組合」といいます。）へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

I. 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 加入資格

組合の区域内に住所を有し、農機具を所有又は管理する者で農業に従事する者

(2) 共済の仕組み

農機具損害共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故（注）により、ご加入いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。（注）「(4) 共済金をお支払いする場合」を参照してください。

(3) 補償の対象（共済目的）

農機具損害共済の補償の対象は、未使用の状態を取得され、かつ事業規程で定める農機具です。

① 付属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。

② 中古農機具にご加入いただく場合は、農機具損害共済に（6）[付帯できる特約及びその概要]の[付保割合条件付実損填補特約]の付帯が必要になります。

(4) 共済金をお支払いする場合

① 災害共済金のお支払い対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損、衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故。台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）及び落雷による損害を除きます。）

② 共済金のお支払い額

農機具損害共済の災害共済金のお支払い額（注1）は、損害の額（注2）に共済金額の新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額）に対する割合を乗じて得た額となります。

（注1）農機具共済は、新調達（再取得）価額までを補てんする仕組みですが、損害が生じてから一年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。

（注2）損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。

(5) 共済金をお支払いしない場合

① 次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

ア. 共済掛金等の払込日前の事故で生じた損害

イ. 契約者（契約者でない方で共済金を受取る方も含みます）又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ. 契約者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ. 運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害

オ. 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害

カ. 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害

キ. 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます。）

ク. 凍結（ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）により発生した損害

ケ. 消耗部品にのみ発生した損害

コ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動により生じた損害

サ. 地震等によって生じた損害（地震等により生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます。）

- シ. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ② 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。
 - ア. 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をし損害調査を妨害した場合
 - イ. 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
 - ウ. 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
 - エ. 共済金の請求を行使することができる時から3年間行使しない場合

(6) 付帯できる特約及びその概要

農機具損害共済に付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

【付保割合条件付実損填補特約】

主に中古で購入した農機具を対象に契約時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま災害共済金としてお支払いします。共済掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。

【地震等担保特約】

地震、噴火及び津波による損害の場合、契約共済金額の50%を限度として共済金をお支払いします。損害割合が5%以上となった場合に共済金をお支払いします。

2. 共済責任期間

- (1) 農機具損害共済の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1ヵ月単位で1年未満の共済責任期間で契約することができます。
- (2) 契約の共済責任期間は、契約申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。
- (3) 加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて共済掛金等を払込みしていただいた場合の責任期間は、払込日から1年となります。

3. 契約条件（共済金額等）

- (1) 契約の単位
農機具1台（又は一式）ごとの契約となります。
- (2) 共済金額の設定
 - ① 共済金額は、(3) の設定条件の範囲で契約ください。
 - ② 共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、共済目的の新調達価額満額に設定してください。共済金額が新調達価額に対して過小の場合は損害額の一部しか補償されず、又過大である場合は必要でない共済掛金等を払込むこととなります。
- (3) 共済金額の設定条件
 - ① 農機具共済の最高限度額は1台2,000万円です。
 - ② 共済金額の設定は、1台（又は一式）ごとに10万円以上で、1万円単位となります。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、農機具の機種や用途、付帯する特約などにより決まります。詳しくは組合までお問い合わせ下さい。

5. 共済掛金等の払込方法

共済掛金等の払込方法は、口座振替による納入をお願いいたします。

組合員負担共済掛金の払い込みは、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した告知書をもって払い込みます。

II. 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

- (1) 契約時の注意事項（告知義務一加入申込書の記載上の注意事項）
 - ① 契約者には、契約に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。
 - ② 加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、契約の解除又は共済金をお支払できないことがありますので加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- (2) 契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）
 - ① 契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目に変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。
 - ア. 農機具を買い替えた場合
 - イ. 農機具を譲渡する場合
 - ウ. 農機具を解体又は廃棄する場合
 - エ. 農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
 - オ. 農機具の用途を変更し、又は著しく改造した場合

- カ. 農機具の格納場所又は設置場所を変更した場合
 - キ. 共済事故に係る危険が著しく増加した場合
 - ク. 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
- ② ご通知がない場合には、契約の解除又は共済金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。
- ③ ご通知いただいた内容により契約の変更を行います。変更ができない場合は契約の全部又は一部を解除する場合があります。

2. 損害防止義務

- (1) 契約者は、共済目的について通常の管理や事故が発生したとき、又はその原因が生じたときは、損害防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- (2) 損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

次のことがあった場合は、契約を解除し共済金をお支払いできないことがあります。また、解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき。
- (3) その他、契約の存続が困難な重大な事由があったとき。

4. 組合の解散時等の取扱い

組合は、解散せざるをえなくなったとき農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対応する共済掛金は契約者に払い戻すこととなっていますが、財務状況によっては削減（共済金を含む）されることがあります。詳しくは組合にお問い合わせください。

III. その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

- (1) 超過共済による共済金額の減額
 - ① 契約の際に設定された共済金額が共済価額を超えていたことについて、契約者が善意でかつ重大な過失がなかった場合、契約者はその超過する部分について契約日から取り消すことができます。
 - ② 契約後に共済価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。
- (2) 掛金等の返還・追加
通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等の返還又は追加請求をいたします。解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 損害発生の場合の手続き等

- (1) 事故が起こった場合の手続き
 - ① 事故が発生した場合は、遅滞なく組合にご連絡ください。
 - ② 契約者は組合から請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
 - ③ 組合は事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
 - ④ 事故の通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、又は正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合には契約を解除し共済金を支払わない場合があります。
- (2) 共済金支払後の共済契約
災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。

IV. 個人情報の取扱いについて

- ・ 加入申込書により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のため業務に必要な範囲で利用することがあります。
- ・ 法令により必要と判断される場合、契約者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険と支払分担等を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。